

栃木市農商工包括連携に関する協定書

地方創生推進のため、栃木商工会議所、下野農業協同組合、株式会社ヤオハン、日立アプライアンス株式会社、サントリースピリッツ株式会社、栃木県立栃木農業高等学校、栃木県立栃木商業高等学校、栃木県立栃木工業高等学校（以下「各連携団体」という。）は以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、各連携団体が緊密に連携することにより、栃木市の地域資源を有効に活用して、地域振興などを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 各連携団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- 1) 6次産業化の推進による地域産品の価値向上に関すること。
 - 2) 6次産業化の推進による商品開発に関すること。
 - 3) 里山グリーン・ツーリズム構想計画に関すること。
 - 4) その他栃木市の産業振興及び活性化に関すること。
- 2 事務局及び各連携団体は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、栃木市農商工連携関係団体代表者懇談会（以下「懇談会」という。）により、事業ごとに別途、協議する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、書面により特段の申出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から3年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 各連携団体が、本協定の内容の変更を申し出た時は、その都度、懇談会を開催の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 各連携団体は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 各連携団体は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた時は、各連携団体の協議の上、決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定の締結を証するため、本書9部作成し、それぞれ署名の上、各自その1部を保管するものとする。